

## 第四部 防災基本計画

【令和5年3月 一部改訂】

### 1. 基本的な考え方

2012年3月に、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計が、内閣府及び高知県から公表された。その内容は、最大震度が7、最大津波高が34.4mという極めて厳しいものであったが、黒潮町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守るということを大原則とした取り組みを進めてきた。

「あきらめる」ことからは何も生まれない。それよりも、過去幾度となく繰り返された南海地震の甚大な被害からも、決してあきらめることなく「ふるさと」を再生してきた先人の経験に学び、現在の科学的知見による地震・津波のメカニズムをしっかりと理解し、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震・津波対策を完成させることが何よりも大切であり、今を生きる私たちの責任である。

「あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。」を共有の言葉とし、「避難放棄者」を出さないという基本理念をもって各施策に取り組んでいく。

(参考：黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方)

また、南海トラフ地震・津波以外の一般災害に関しても、黒潮町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、県と共に、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきた。しかしながら、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失うことも起こり得る。

そこで、町においては、自然災害の防備に対しては、自然的な立地条件などに基づく科学的な対策並びに社会的な災害誘因を含めた総合的な見地から、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ住民の命を守るための対策を最重要視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

(参考：黒潮町地域防災計画)

### 2. 重点を置くべき事項

#### (1) 南海トラフ地震・津波対策

南海トラフ地震・津波対策を進めるにあたっては、命を守る⇒命をつなぐ⇒応急期⇒復旧・復興それぞれの段階で取り組みを進める。その際、いずれの段階においても、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じていく。

地震から命を守るための備えは、まず住宅の耐震化、家具転倒防止対策が命を守る施策の根幹となる。住宅そのものの耐震化は、耐震診断の無料化、耐震設計、耐震改修への上乗せ補助により著しい進捗がみられた。今後は、現在の住民負担を維持できるよう国の制度を活用した住宅の耐震化を推進するとともに、さらなる耐震化率の向上に向け、耐震化をためらう理由の分析、新たな対策の検討を進める。屋内の家具転倒防止対策に関しても、地域内での協議を通じて課題の抽出を行い、必要な対策を講じていく。

津波から命を守るための備えは、これまで進めてきた避難路の整備や避難タワーの設置により避難困難地域が理論上解消できていると考えている。今後は、地域ごとの災害特性（到達時間や津波の高さ、浸水予想範囲など）に応じた対策を検討しながら、いかに避難行動へ繋げていくのかを考えていく必要がある。南海トラフ地震・津波災害は、広範囲への被害が想定されており行政単独での対応には限界がある。それぞれの地域で命を守るためにどういった行動が必要か、地域の中で課題を共有し、検証を重ねていくことが重要である。地区防災計画活動を通じて、地域の議論を促していく。自力での避難が困難な住民への支援には地域の協力が不可欠である。地域で行われる議論の中であわせて問題提起していく。また、津波浸水区域に所在する福祉施設については高台への移転も視野に入れ施設管理者と協議を進める。また、地震・津波から命を守る上で重要な要素となる情報の伝達に関し、本町が独自に整備を進めてきた情報通信インフラ、通信ネットワーク環境を最大限活用した効果的・効率的な実施に努めていく。命を守る上では、特に発災から72時間の対策が重要であり、迅速な情報収集・発信が住民をはじめとする災害関係者間において行われることが望ましい。これまで、防災知識の提供や災害の観測と予測、災害発生時の警報や復旧に向けた被災者への情報発信等に取り組んできている。引き続き、情報の精度と職員の運用能力の向上に努め、地震・津波による犠牲者ゼロを目指す。

命をつなぐための備えとして、迅速な応急活動や医療救護活動を行うための体制整備を進める。早期の道路啓開に向け、町内の建設会社との連携、県の道路啓開計画における町内の防災拠点施設へのルート確保、被災直後の迅速なルートの確保に向けた対応を引き続き行っていく。地域においても、避難所の耐震化、備蓄倉庫への備蓄品整備を進めるとともに、地域住民による自主的な避難所運営が行えるよう避難所ごとの運営マニュアルを策定し、すでに策定されているマニュアルの検証も行っていく。また、避難所において、地震・津波等による傷病者への医療救護活動が確保されるよう、既に協定を結んでいる医療機関との連携訓練の実施や必要な医療救護所への医薬品の整備に取り組む。

復旧・復興への備えとして、平時のうちから地域住民との協働による復興の基本的な方針を検討し、あらかじめ復旧・復興に向けた合意形成の土台を作ることで、

被災地域の特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりへとつなげていく。

以上の取組に加え、地震・津波への備えとして、平成29年11月1日から運用が開始された「南海トラフ地震臨時情報」への対応を関係各所との調整を行い、具体的な方針を確定していく。これまで、地震は突発的に発生するという前提で対策を進めてきたが、発生の前兆により対応できるとすれば、避難行動要支援者や要配慮者等の事前避難が可能となる。今後この情報を地震・津波対策への有意な情報としてどのように活用、運用していくかが被害を最小限に抑えるうえで、重要となる。浸水エリアにある地区では、改めてどのような避難行動をとることが可能か把握するため事前避難を想定した実践的な訓練を行っていく。

## (2) 一般災害対策

近年頻発している記録的な集中豪雨等は、大規模な土石流や深層崩壊など今までの常識を超えた災害を引き起こしている。高知県下でも、平成26年8月及び「平成30年7月豪雨」の豪雨・土砂災害が甚大な被害を及ぼしたことは記憶に新しい。

地球温暖化に伴う気象状況の激化や、突発的に発生する激甚な災害に対しては、既存の施設や町主体の対策のみでは対応できない。災害対策を今後も維持・向上していくためには、住民主体の防災対策を進めていく必要がある。

本町においても土砂災害警戒区域等の該当地区においては、土砂災害への対策を地区防災計画の項目として位置づけ、地区ごとに対策を検討し、「自主避難計画」を作成した。今後も住民が自分たちの地域特性を理解し、起こりうる災害に対する認識の共有を図ることで、自助、共助を基本とする土砂災害対策を講じていく。また、学校での防災教育プログラム（台風・大雨洪水・土砂災害防災教育）にも積極的に関わっていく。

## (3) 総合的対策

町全体の防災力の向上を図るためには、町をはじめとする公的機関が災害発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取組を進めるだけでなく、地域住民が自らの生命を守る取組や地域内で支え合う取組を進めることが重要である。黒潮町防災は、自助、共助、公助それぞれが機能し合い、互いに連携することで構築される。

今後、町をはじめとする公的機関においては、国、県や各防災関係機関との連携強化を図りながら、黒潮町地域防災計画に基づく防災体制を構築していく。また、地区の住民が中心となって防災訓練に取り組むことで、自助、共助による防災のあり方を目指していく。

防災にかかる重点事項全てで関わりを持つ地域の消防団は重要な存在であり、平時から地域の担い手とならなければならない。しかし、近年の少子高齢化により消防団員の確保、消防団の維持が課題となっている。対策について消防団と協議しな

から団員の確保に努め、地区防災の中心としての役割を担ううえで消防団員についてもそれぞれの地区での協議に参加するよう「消防団地域担当制」を引き続き推進する。

## 1. 南海トラフ地震・津波対策

### (1) 命を守る取り組み

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、避難路の整備や緊急避難場所の確保等、迅速に避難するための整備、津波の発生を伝える情報伝達手段の構築を進める。また、あらゆる避難方法に関する対応を排除せず、可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。

安全な住宅地の創生については、地域住民の合意形成や町の財政負担等に対する課題が解消されるまでは、国の防災集団移転促進事業の活用は困難と判断し、他の制度による住宅地の整備を模索する。その一つとして、今後、建設が進む高規格道路の発生土を利用した高台の創出を検討していく。また、社会福祉施設等における防災対策として、避難行動要支援者、要援護者の入所する施設に対して施設管理者へ施設・設備の安全確保対策の実施を促すとともに、町としても必要に応じて支援、協力を行う。

現在進めている地区防災計画の取組みを継続し、災害における課題について解消できるよう協議を促す。また、今後は地区の話し合いの場への子どもの参画、学校の防災教育への地区からの出前授業等により地区と学校教育との相互連携を図りながら、防災が日常にある防災文化の創造を目指す。

	実績（H29）	目標（R6）
木造住宅耐震化戸数	347戸	1,350戸
ブロック塀の安全対策実施数	72箇所	200箇所
家具転倒防止対策実施数	130件	450件

#### ① 耐震事業

地震への対応については、地震直後の強い揺れによる建物、ブロックの倒壊、家具等の転倒から身を守るため、今後も木造住宅耐震事業、ブロック塀対策補助事業、家具転倒防止対策補助事業の利用促進に努める。木造耐震住宅等堅調に申請が伸びていたが、平成31年度より戸別訪問を休止して以降、耐震診断の申請は減少傾向となった。改修については、資材費・人件費高騰等により、実施件数が減少する可能性があるため、補助金の増額等も含め、耐震化を促す対策を検討していく。また、現在の設計事務所・工務店の業務過多により耐震事業進捗に影響がある場合は、新

たな事業者の発掘等を検討していく。

家具転倒防止対策については、令和3年度より補助内容を拡充したが、実施件数は伸び悩んでおり、目標件数の達成に向け、制度の周知と、さらなる各方面へのアナウンスを行っていく。

緊急輸送道路として指定された国道56号については、平成31年の大方改良全線開通に伴い、旧国道部分の重要度は落ちたため、沿道建築物の耐震については、所有者の希望により実施する。また、南海トラフ地震等の大規模災害時における避難所の確保のため、新たな施設の掘り起こしを、耐震化とあわせて検討する。

## ② 避難道等整備事業

避難路の整備や津波避難タワーの建設など命を守るための避難空間の整備が概ね完成し、町民の意識も「避難をあきらめる」から「避難すれば助かる」という意識に変化している。令和3年度には、当初に計画されていた全ての路線が整備された。今後は、地区からの要望があった路線の内、新規避難道整備基準を満たす、真に必要な路線に関して整備を行っていく。

## ③ 防災施設改修、維持補修

整備された津波避難タワーや避難路等の管理台帳を基に、利用地区の自主防災組織と改修、維持管理のあり方に関して協議を進める。日常的な管理や簡易な修繕は各地区での対応とし、それら以外の構造物の改修、補修等については町での対応となる。令和4年度には、地域担当職員と各地区が合同で避難道・避難場所の点検を行い、修繕必要箇所や日常管理に関する取りまとめを行った。この点検結果を基に対応の優先度を踏まえた計画を立て修繕等を行っていく。費用が単年に集中することのないよう管理台帳を活用しながら計画的予算化していく。

## ④ 地区防災計画策定

引き続き、防災地域担当職員制度による町と地域住民とが協働した実践的な対策を推進する。各地区での防災に関する取組では、町と京都大学防災研究所とが連携してコーディネートする役割を担い、自主防災組織を単位とした地区防災計画活動を支援する。住宅耐震、家具固定、整備された避難空間へどのように避難するか等、地区の特性、脆弱性を話し合う中で地区毎の計画を組み立てていく。地区防災計画は、計画書の策定だけが目的ではなく、その策定過程を通じて地区住民が地区の防災について認識を深めていくことが重要である。そうした観点から地区住民の共通認識の発展、深化させていく内容をブラッシュアップしていく。また、その内容について検証し、引き続き地区の実情や特性を踏まえながら、取り組みの弱い地区にはテコ入れを行う等、支援強化を行う。

## ⑤ 他の部局との連携

災害を自分のこととしてとらえ、地震や津波に対する正しい知識と行動力を町民一人ひとりが身につけるための防災教育・学習を推進する。そのためには、現在学校教育で進めている黒潮町防災教育プログラムの取り組みを家庭や地域に広げることが重要である。相互が理解を深められ相乗効果が得られるよう、地域の会や催しにおいて、子どもたちが防災教育で学んだことや感じたことを発表する場を設けることや、学校の授業や行事に地域の方が参加して地域の防災に関する出前講座の実施を検討する。学校で取り組む防災教育のみならず、地域や様々な主体の参画を得て防災教育・学習を進める。社会福祉施設管理者による各施設の防災対策の状況について、ハード、ソフトの両面から実態を把握するとともに、必要に応じて対策の強化を促す。また、町の防災部局と福祉部局とが連携し、各施設における南海トラフ地震防災対策計画の作成・修正を促し、南海トラフ地震臨時情報への対応及び、長期的な避難を想定した町内施設間の連携、介護職員の応援派遣等の体制構築を推進する。さらに、津波による浸水の恐れのある地域に所在する施設の高台移転について、必要に応じて支援・協力していく。

庁内の取り組みとしては、福祉部署と連携し避難行動要支援者名簿に係る個別避難計画の作成を進め、訓練等を通じてより実効性の高いものに仕上げていく。

## ⑥ ICT防災減災対策

これまで、町が運営するFTTH通信設備を基盤として、民間事業者通信回線網、他自治体FTTH通信設備、携帯・衛星通信キャリア回線との回線接続と冗長化を行ってきた。さらに、これらの資源を利活用した、告知放送、臨時災害FM局、公共Wi-Fi、複数のインターネット接続環境による災害情報の提供にも取り組んでいる。また、本庁舎の電源対策や配線類のスマート化による防災拠点化、災害時を考慮した職員端末の操作性の向上も計画的に実施してきた。

これらの仕組みは、緊急情報の発信から被害状況の把握や安否の確認などの情報収集まで、全ての災害フェーズに関わるものである。今後、これらの仕組みを運用するにあたって、運用ルールの周知徹底、職員のスキル向上、仕組みの分析、機能維持管理、設備拡張更新更改の5つを要件定義し、取組を進めていく。当面は、保有する資源の仕組みを分析し、適切に運用がなされるためのルール化やマニュアル化をすすめ、研修を行うことによりコア職員の習熟度をあげていく。マニュアルのブラッシュアップを続けていくことにより情報機器に精通していない職員でも、マニュアルを参照すれば災害情報を利活用するためのシステムが立ち上げできるようにする。この過程を通じて、予めシステムや運用上の脆弱性、クリティカルなリスクなどを整理し、災害発生時の情報通信インフラ、通信ネットワーク復旧に向け



たロードマップを作成する。

また、情報伝達の冗長化と海岸部の無音達区域の解消に向け DX と連携し、スマートフォン等の活用や新技術の導入を検討する。

発災後に避難者のみで避難所運営ができるように、避難者管理や物資管理などについての ICT 化を検討していく。

#### ⑦ 「南海トラフ地震臨時情報」への取り組み

平成29年11月から運用が開始された、南海トラフ地震臨時情報について、国は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（平成31年3月、令和元年5月一部改正）」（以下、「ガイドライン」という。）を公表した。ガイドライン作成にあたっては、参考とするため内閣府のモデル事業によって浜町、芝地区でワークショップを開催し、不確実な情報に対してどのような行動をとるのか等の議論を重ねた。情報の有意な活用方法、課題を整理し、県においても「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引き（令和元年7月）」（以下、「手引き」という。）をとりまとめた。

町についても、ガイドライン、手引きを参考に、「南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針をとりまとめる。

また、要配慮者等の事前避難として特に有効であるため、個別避難計画に反映させるとともに、情報発表時の避難施設利用についても関係機関と協議し確保に努め、職員及び町民への臨時情報の周知についても行っていく。

## (2) 命をつなぐ取り組み

まず、迅速な災害対応には早期の道路啓開が必要である。国道等の幹線道路は高知県道路啓開計画に基づく対応が基本となっており、町内の建設会社も応急期にはその対応が優先される。町として、町道等の道路啓開作業への繋がりを検討しておく。

未耐震施設となっている避難所については耐震化を進めるとともに、避難所運営マニュアルを整備し、訓練検証することにより災害時の円滑な避難所運営を目指す。また、緊急避難場所や避難所において必要な資機材等整備を進め、環境を充実させていくことで避難者の身体的、精神的な負担の軽減を図る。併せて、備蓄品、防災倉庫の整備についても対象者の意見を聞きながら、避難生活を想定した整備に努める。

また、地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進める。応急対応能力を高めるため地震発生後の被害を想定した初動体制を確立するため

の訓練を実施する。

	実績（H29）	目標（R6）
防災拠点施設整備数	1箇所	8箇所

### ① 道路啓開計画検討

南海トラフ巨大地震発生後には、揺れや津波により各地で道路の寸断や断絶が発生し、負傷者の救助や救出、物資の輸送等に支障が出ることが想定される。高知県道路啓開計画では、防災拠点に至るルート of 早期復旧を優先する方向で計画が平成28年2月に策定された。町内の建設業者には県の啓開計画に沿った作業への対応が優先され、県道や町道等の啓開はその後の対応となる。しかし、町内各地の町道等においても多大な被害が想定され、被災直後の迅速な救出活動に移るためにもできるだけ早いルートの確保が必要になる。国、県の関係機関や町内建設業者との連携について、対応方針を時系列で整理した町道啓開計画の策定に向け検討を開始し、町道の道路啓開に関しての優先度等について高知県道路啓開計画を基に関係部署との協議を進める。

### ② 避難所環境整備等

耐震化できていない町有施設や地区保有施設に関して、耐震診断を実施し、順次耐震工事を進める。耐震化された施設については、避難所として指定し地域防災計画に反映するとともに避難所運営マニュアルを作成する。作成後は、マニュアルを用いた訓練を実施し、地区住民を中心にマニュアルの検証、見直しを行う。また、県の補助事業を活用した避難所での暑さ・寒さ対策等の命を繋ぐための環境整備を行っていく。発災直後に一時的に避難する避難場所の環境整備に対しても地区による検討協議を促しながら、雨風を凌ぐ対策として避難場所への屋根の設置等も含め、避難所へ移動するまでの間を凌ぐための必要な環境、備品について地域防災対策総合補助金の活用等による整備を促進する。

また、発災後に避難者のみで避難所運営ができるように、避難者管理や物資管理などについてのICT化を検討していく。

### ③ 備蓄倉庫、備蓄品整備

避難者が比較的多いとされる緊急避難場所については、地区と協議の上で備蓄倉庫を整備している。備蓄倉庫の設置に際しては該当地区と管理に関する覚書を結び、順次備蓄品の整備を進めているが、避難道、緊急避難場所の整備完了後には、順次備蓄倉庫への備蓄品整備を図っていく。

また、主要の避難所を中心に食糧、飲料水、その他生活用品の整備を進めている

が、備蓄品を更新する際のローリングの仕組みや全備蓄品を配備するための容積不足が課題となっている。そのため、デジタル技術などを活用した包括的に管理できる仕組みを構築すると共に被災時における支援、救援物資の受け入れを含めたスペースの確保等のため、防災倉庫などの施設整備、物流事業者等との協定の締結などを目指す。

県の備蓄方針に基づき令和4年度に「黒潮町備蓄整備方針」を策定し、主要品目の最低3日分の備蓄（流通備蓄含む）等を定めた。

食糧については、現在1万人の避難者に対する1日分の備蓄を整備しているが、整備方針に基づき、流通備蓄を含む3日分の確保の検討や、その他の整備品の充足を進めていく。

#### ④ 防災拠点施設を整備

災害時の地域における救援物資の受入、保管体制や救助、消火活動時の情報伝達の迅速化を図るための防災拠点施設の整備を進める。また、平時から拠点施設を活用した消防団、地域住民による自主防災活動を行うことで災害時の連携体制強化を図り、災害に強い地域づくりを目指す。

#### ⑤ 医療救護活動体制の整備

町の策定する災害時医療救護計画に基づき、避難所において医療活動体制が確保できるよう進める。医療分野での連携協定団体との災害時の応援体制の確立に向け、医療チームのバックアップ体制に関する連携訓練を実施する。また、町の詳細な行動計画の策定や医薬品の充実について検討を進める。

### (3) 復旧から復興

大規模地震発生後の対処としては、被災後間もない応急期対策の段階から本格的な復旧計画を経て、各地区の個性、被災特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりを進めることとなる。したがって、復興を見据えた応急期、復旧期の対応を検討しておく必要がある。

大規模な被害が懸念される津波浸水地域では、発災前から地域の抱える自然災害リスクや地区の特性、課題に対して復興の方針や手法を住民自らが考えとともに、関係団体の理解と協力についての合意形成が求められる。

町としても発災前にでき得る対策を洗い出すとともに、今後進められる高規格道路の計画の中に落としこめる内容などがあれば、国に対して要望、要請しながら復興を見据えた整備を進める。

発災後、復旧に向けて必要となる様々な機能について、それらを配置しようとする

ると特定の公共用地・施設が競合する可能性が高いことから、あらかじめ機能ごとの必要面積の算定とその配置を事前に調整すべく平成28年度に応急期機能配置計画案を策定した。ただ、現在の計画案は町有地を中心として機能を配置しているため、応急仮設住宅用地については用地に不足が生じており、新たな用地確保について検討が必要なものとなっている。

復旧・復興につながる応急期機能配置計画の見直し、防災・減災及び被災後の復興計画につながる事前復興まちづくり計画の策定に取り組む。

	実績 (H29)	目標 (R6)
仮設住宅用地の確保面積	73,500㎡	100,000㎡

#### ① 応急期機能配置計画再検証

応急期機能配置計画を改めて整理するには、応急期機能配置計画に基づく個別計画との整合や町の復興を見据えた調整が必要である。まずは、東北の復興先進地事例を参考にしつつ、町における課題整理を行い、発災直後から復興期に起こりうる様々な状況を短期・長期で整理することが重要である。その上で、短期的な機能については、現在の応急期機能配置計画に基づき各個別計画との整合を図り、具体的な計画へと落とし込みを図っていく。長期に及ぶ可能性のある応急機能については、その後の復興計画に大きく影響を及ぼすことから応急期機能配置計画の見直しを含めた再検証を行う。現在の配置では、公有地の利用可能な用地を中心として配置しているため用地に不足が生じているが、様々な整備が進んできた現状における被災想定の見直しによる必要面積を把握し、農地を含めた民有地の活用（防災協力農地制度等の検討）等により、全体的な供給面積の充足を図っていく。

また、エリア毎の避難所収容人数の不足や応急仮設住宅用地の不足については、高知県が中心となって広域調整が進められているが、町外での避難者受け入れ・用地確保となれば、結果的に人口流出につながる懸念がある。そこで、山間地の空き家の活用や災害公営住宅の建設等様々な可能性を検討する。

#### ② 事前整備及び事前復興まちづくり計画への取り組み

浸水しない高さを確保した佐賀・大方道路が整備されることにより、災害時の円滑な救助活動や物資輸送が可能となる。また、本道路の事業化に伴い実施される周辺整備に関する今後の計画において、町として事前に津波災害に備えた防災対策に繋げていく。

被災後の迅速な復興のためには、平時のうちから地域住民との協働による復興に関する基本的な方針等を検討し、事前復興計画を取りまとめることが重要である。実際の被害が事前復興計画で想定したものと同一規模になるとは限らないが、あら

かじめ復旧・復興に向けた合意形成の土台を作り、住民の安全確保と生活再建のバランスのとれたソフト・ハード両面への支援策について国や県と協議をしておくことで、より実効性の高い事前復興計画となる。事前復興計画の策定にあたっては、応急期機能配置計画と同様に、東北の復興先進地の事例を参考にしつつ、町における課題整理を行い、具体的に復旧・復興をイメージしながら、応急期との整合性のある事前復興計画となるよう取り組みを進める。

令和3年度に高知県が高知県事前復興まちづくり計画策定指針を策定し、黒潮町では、令和4年度から、黒潮町事前復興まちづくり計画策定に向けてスタートを切った。

まずは、佐賀地域を対象とした事前復興まちづくり計画の策定に向けて、ワークショップ等、地域住民との協働を取り入れ、住民合意形成に向けて取り組みを進めながら、令和6年度中の計画策定を目指す。

## 2. 一般災害対策

### (1) 水防対策

近年、梅雨前線や台風に伴う集中豪雨により大規模な水害が全国的に頻発している。本町は、ここ数年、人的被害や大きな物的被害を受けていないものの、気象的にも、地形的・地質的にも水害の発生しやすい条件下にある。

水害が発生した場合、人命確保及び財産の被害を最小限にするためには、迅速かつ的確な水防活動が重要であり、必要に応じ黒潮町水防計画を見直し、風水害や土砂災害に対する取組を進める。

水防等に対する防災対応を可視化するための台風タイムラインを活用し、検証・見直しを常に行っていく。

	実績 (H29)	目標 (R6)
土砂災害に対する地区防災計画策定数	0	51

#### ① 土砂災害に対する取り組み

がけ崩れや土石流等のいわゆる土砂災害は、発生時刻・場所の特定が難しく、どの場所で危険が切迫しているか行政による把握や、避難に対する指示が困難な災害といえる。

平成30年度から令和4年度にかけて土砂災害警戒区域等のある全地区（51地区）で実施した洪水・土砂災害に関するワークショップにより、“いつ”（避難のタイミング）と“どこへ”（避難する場所）を取り決めた自主避難計画を作成した。ワークショップで検討された内容をそれぞれの地区の特性に沿った地区防災計画へ組み込みを図り、総合防災訓練や出水期に活用し、見直し等を行っていく。

また、学校での防災教育プログラム（台風・大雨洪水・土砂災害防災教育）にも積極的に関わっていく。

土砂災害対策としてのハード整備に関しては、危険箇所のがけ崩れ対策事業や治山事業等の事前対策について継続的に県へ要望していく。

ソフト対策としては、県の実施している土砂災害特別警戒区域の指定が令和3年度に完了したため、町においてハザードマップを作成し、該当地区に戸別配布するなど、居住地の危険度の周知を図る。

## ② 風水害に対する取り組み

ここ数年、梅雨前線の影響による集中豪雨などで大規模な被害が各地で発生している。また、近年の台風は勢力が強く、大型化の傾向がある。こうした風水害への対応については、気候の推移や規模を見越した早めの行動や不測の事態に備えた体制整備が有効である。行政としての対応の抜けを防止するため、職員の優先すべき行動をあらかじめ整理し、可視化しておくことで被害の最小化を図って行く。まずは、台風接近時のタイムラインの職員への周知徹底を図り、シーズン終了後には、検証・見直しを行い、より良いタイムラインへと仕上げていく。

### 3. 総合的対策

#### (1) 各種計画、訓練、関係機関及び組織との連携

本町では、南海トラフ巨大地震に限らず様々な災害について国、県が策定する各種計画に沿って各種計画書の作成を進め、その内容について、町としての必要性を判断し、反映、調整しながら黒潮町地域防災計画に基づいた防災体系を構築する。

黒潮町総合防災訓練は、住民の参加率の向上を目指すとともに、全町避難訓練後の地区別防災訓練がより住民主体となるようシフトしていく。また、職員防災訓練は南海トラフ巨大地震を最優先の課題とし、その都度訓練の目的を明確にしたうえで計画性を持って実施する。

また、黒潮町総合防災訓練実行委員会の中で防災関係機関の各々の災害時の初動の動きに対する計画内容を共有し、訓練によりその対応を検証することで、自主防災会や消防団などとの連携のあり方、被災情報や指揮命令の伝達システムの確保等、被災時の動きを確認しながら実効性の高い連携体制の確立を図る。

	実績 (H29)	目標 (R6)
黒潮町総合防災訓練参加率	37%	45%

#### ① 各種計画の策定、更新

黒潮町では災害対策に関する様々な計画書の作成を進めている。町の防災に関する計画は黒潮町地域防災計画を中心として定めており、国、県の各種計画が変更、策定された場合は、その内容が町に必要、有効であるかを判断し、必要に応じ、反映する。

また、黒潮町の防災については今後も黒潮町地域防災計画を核として進めていくこととなるため、職員が理解することが重要であるが、内容が多岐にわたっており全体的な理解には至っていない。そのため、大規模災害時の職員初動マニュアルを作成し、関係する各種計画をまとめた冊子も各部署に配備し周知を図ってきた。今後は、黒潮町総合防災訓練や職員防災訓練等を通じ、黒潮町地域防災計画や職員初動マニュアルなどの各種計画の確認と更新を促し、必要に応じて修正・策定することで総合的な防災体制の構築を図る。

#### ② 防災訓練

黒潮町総合防災訓練では、参加率を住民の防災意識の指標のひとつとしており、訓練への参加率が45%を超えるよう周知方法や訓練内容を見直していく。

また、総合防災訓練の中でも地区別で実施する防災訓練においては、地区の住民



が中心となって訓練に取り組むことが、被災後に地区が主体となって活動していくために重要となる。地区防災計画は今後も地域担当職員を中心として構築していくが、訓練の実施は住民主体となるよう促していく。

職員防災訓練は南海トラフ巨大地震への対策、対応を重要かつ最優先の課題として取り組む。被災地の経験を活かし、業務継続計画の整理や新たな防災訓練の構築を行い、訓練前から各部局と情報共有を図り、訓練のコンセプトや目的を明確にした上で計画性、継続性を持って実施する。訓練等により災害時における状況に対応する法律がどのように影響するかを関係部署で洗い出し、法的解釈の整理を進める。また、法律より制限のかかる行為については、大規模災害時の判断決定をどのようにするか事前に協議し確定をする。

### ③ 関係機関との連携

大規模災害の対応においては、町と防災関係機関が相互に連携を図り、防災体制を強化することが不可欠であり、黒潮町総合防災訓練時に組織する実行委員会での協議により災害時における関係機関の初動対応計画の共有化を図り、訓練により実行性を高め、災害に備えた応援要請、受入れに関する協定の締結による体制づくりを進める。

また、防災関係機関との相互協力における業務遂行により、地区の自主防災会や消防団などと情報共有による連携を図れるよう、指揮命令の伝達が可能かどうか情報伝達手段の確認を行い、災害時に伝達系統が確保できるよう実効性の高い情報網、体制の整備を行う。

## (2) 消防（団）力の充実、強化

黒潮町防災において縦串となる黒潮町消防団が、災害から黒潮町民の生命、身体及び財産を守るべく、より迅速かつ効果的に対応できるよう消防（団）力を充実、強化し、黒潮町の防災力を高める。

今後更なる高齢化の進展により要配慮者等の支援を必要とする者の増加が見込まれることを踏まえると、南海トラフ巨大地震のような大規模災害に対応するためには、地域の中で独立した指揮命令系統を有する実働部隊である消防団の役割はより一層重要となってくる。

災害対策においては、消火栓などの現地施設や資機材の整備と併せ、平時から消防団と消防署が連携をとりながら防災力を高めることが重要である。火災、地震、津波、風水害等あらゆる防災の中核であり、地域のコミュニティにおいても中心となって活動する消防団は、地区防災計画の策定、見直しの中でもその経験に基づいた意見を反映していくことが重要である。

	実績 (H29)	目標 (R6)
消防団備品配備数 (エンジンカッター)	0	3
レスキューキット (油圧ジャッキ)	0	14
デジタル簡易無線	0	130

#### ① 消防団充実強化

黒潮町消防団では、各種訓練により消火活動等の能力向上を図っているが、現場経験が少なく、即応力の維持・向上が課題となっている。平成29年度より3ヵ年計画として黒潮町消防団充実強化計画に基づき火災に特化した訓練や情報伝達訓練を実施し、個人能力の向上、組織体制の強化を図った結果、火災現場等における各分団や消防署との連携力の強化へと繋がり、消火活動等の現場対応能力が向上した。今後も必要な訓練について、消防署と連携して行っていく。

また、黒潮町総合防災訓練での訓練内容の決定や地区防災計画の策定など、地域活動のあらゆる場面で消防団が参画していくことで地域担当職員、自主防災組織、地域住民が一体となった災害に強い地域づくりを目指す。

消防施設、資機材については、火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう消防水利の整備を進める。整備にあたっては地域の要望、消防署の意見等を総合的に判断の上、緊急性、有効性の高い箇所から順次設置する。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、住民の生命を守り現場での救助能力を高める必要な資機材や消防団員自身の安全を守るための装備を各分団に順次配備していく。